

業務委託契約書(案)

1. 業務の名称 第2期恩納村地域福祉推進計画策定委託業務
2. 履行機関 令和7年 月 日 から 令和8年3月31日
3. 契約金額 金 円也
(うち取引に係る消費税額 円)
4. 契約保証金 免除

上記委託業務について、委託者 恩納村長 長浜善巳（以下「甲」という。）と受託者 代表取締役 （以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ、各1通を保管するものとする。

令和7年 月 日

甲：沖縄県国頭郡恩納村字恩納2451番地
恩納村役場
恩納村長 長浜善巳

乙：

(総則)

第1条 甲は「第2期恩納村地域福祉推進計画策定委託業務」(以下「業務」という。)を乙に委託する。

2 乙はそれを受託し、上記の金額及び履行期間内に業務を完了しなければならない。

3 本契約に基づく成果品等の著作権は甲に所属するものとし、甲の都合によりこれの内容を変更することができるものとする。

(業務内容)

第2条 甲が乙に委託する業務は、甲と乙の協議により別途定める仕様書のとおりとする。

(業務の実施)

第3条 乙は契約締結の日から7日以内に、仕様書に基づき次の事項内容を提出し、甲の承認を得て業務を遂行する。

- (1) 実施方法
- (2) 作業日程表
- (3) 担当者

(再委託の制限)

第4条 乙は委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、または請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(履行制限の延長)

第5条 乙はやむを得ない理由によって、履行機関期間内に委託業務を完了することができないと見込まれるときは、あらかじめ書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、乙の責めにより、履行期間内に委託業務を完了しない場合は、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し、年2.5%の割合の違約金を徴収することができるものとする。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

(報告書の提出)

第7条 乙は業務が完了したときは、遅延なくその成果品を甲に提出しなければならない。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、乙からの成果品提出があり甲の検査に合格したときは、乙は委託料を甲に請求することができる。

2 甲は、乙からの請求書を受理した日から1か月以内に委託料を払わなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一つに該当すると認められたときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認めたとき。
- (2) 乙が正当な理由によって、この契約の解除を申し出たとき。
- (3) 甲の都合によって、この契約の解除を必要としたとき。

(損害賠償)

第10条 乙は前条第1号又は第2号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、前条3号に該当する理由により、この契約を解除した場合において乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約に基づく業務遂行に当たり知り得た情報は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を機密として管理するものとし、個人情報を第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

- 2 乙は、この契約に基づく業務における個人情報の保護管理責任者を定め、当該業務を担当する職員が個人情報を機密として保持し、第三者に開示、提供及び漏洩することがないように、万全の管理体制、措置（個人情報保護に関する教育の実施を含む。）を講じなければならない。
- 3 乙は、前2項の義務を担当職員及びその他関係者が退職後及び離任後を含めて、これを遵守することを補償しなければならない。
- 4 乙は、個人情報をこの契約に基づく事業の実施以外に利用してはならない。
- 5 乙は、個人情報を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 6 乙は、個人情報を委託契約期間満了後は、甲の要望に応じ、速やかに甲に返還又は個人が特定できる事項を削除し廃棄しなければならない。
- 7 乙は、個人情報が漏洩し、または個人情報の記録された媒体が棄損若しくは滅失した場合又はその他個人情報の保護に関し事故があった場合は、甲に速やかに報告し、甲の要望に応じなければならない。
- 8 本条の規定は、本契約期間の満了後又は本契約中の規定に基づき本契約が失効する場合若しくは甲、乙協議の上本契約が終了した後もその効力を有する。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 委託業者の処理にあたっては、第三者に及ぼしたときは、乙の負担において賠償する。ただし、その損害の発生が、甲の責めに期すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

(契約外の事項又は契約についての疑義)

第13条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事については、必要に応じ甲乙協議して定める。

令和7年度
業務委託契約書

恩 納 村